



引継ぎ時間は超過勤務とせよ！ 変形労働制における超過勤務は 休日出勤D単価とせよ！

出向社員の手当是正を求めて申し入れ

地本は4月7日警備会社に出向している組合員の手当の是正を求める申し入れを行いました。

第1に、警備会社は就労前に10分ないし30分程度の「引継ぎ」を行っていますが、あらかじめ「所定の勤務」として設定・指定された以外の時間は、当然超過勤務です。しかし、出向先により「超過勤務」としていないところがあります。

第2に、警備会社のほとんどが一ヶ月単位の変形労働時間制を採用していますが、変形期間にあらかじめ指定する勤務は、法定労働時間内(上限時間)に収まらなければいけません。かりに法定労働時間以上の勤務を設定・指定をする場合には、「休日」勤務(D単価の超勤手当の支給)として設定・指定する必要があります。ところが、勤務シフトをあらかじめ変形期間の法定労働時間を超えて設定・指定して、法定労働時間を超えた時間を超過勤務とし、JRはB単価で超過勤務手当を支給するという誤った超勤処理が行われています。

したがって、①引き継ぎ時間は、すべて超過勤務とすること。②変形期間の法定労働時間制限を超える勤務指定する場合は休日出勤であり、D単価適用とすることを求めて申し入れを行いました。